

平成 27 年度当初予算 施策 取組概要

121 医師確保と医療体制の整備

(主担当部局：健康福祉部)

- 12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部)
- 12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部)
- 12103 医療の質の向上 (健康福祉部)
- 12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)
- 12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	/	120.0 人 (23 年度)	122.9 人 (24 年度)	124.0 人 (25 年度)		124.0 人 (26 年度)
	118.6 人 (22 年度)	122.3 人 (23 年度)	127.6 人 (24 年度)			/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数					
27 年度目標値の考え方 (みえ県民力ビジョン記載内容を転記)	平成 22 年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数 312 人を最終的な目標とし、この 4 年間で 100 人増やすことをめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる 10 万人あたりの医師数に換算し、5.4 人増やすことを目標値として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		12101 医療分野の人材 確保 (健康福祉部医 療対策局)	県内の病院で後 期臨床研修を受 ける医師数	/	180人	192人	206人
		167人	181人	196人			/
	県内看護師養成 施設卒業者の県 内就業者数	/	644人	651人	658人		665人
		574人	566人	641人			/
12102 救急・へき地等 の医療の確保 (健康福祉部医 療対策局)	救急医療情報シ ステムに参加す る時間外診療可 能医療機関数	/	593機関	618機関	643機関		668機関
		568機関	576機関	610機関			/
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医 療対策局)	医療相談件数	/	761件	767件	778件		778件
		755件	746件	804件			/
12104 県立病院による 良質で満足度の 高い医療サービ スの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満 足度	/	80.0%	80.0%	80.0%		80.0%
		73.9%	73.1%	71.3%			/
12105 適正な医療保険 制度の確保 (健康福祉部医 療対策局)	市町が運営する 国民健康保険の 財政健全化率	/	37.9% (23年度)	58.6% (24年度)	65.5% (25年度)		69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)	62.1% (24年度)			/

進捗状況（現状と課題）

- ①今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として地域間、診療科目間の偏在解消には時間を要すると考えられることから、これら若手医師の定着と偏在解消を進めるため、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センター後期臨床研修プログラムを修学資金貸与者等に活用してもらうよう取り組んでいく必要があります。
- ②平成29年までの看護職員の需給見通し策定にあわせて、看護職員確保対策検討会を継続的に開催することで、看護職員確保に向けた総合的な支援対策を検討していく必要があります。
- ③医療機関の勤務環境改善に向けた取組を総合的に支援する医療勤務環境改善支援センターを8月に開設したところであり、各医療機関における勤務環境改善の仕組みの導入を促進するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりについても必要な支援を実施していくことが求められています。
- ④病院内保育所については、24時間保育や病児保育などの多様な保育ニーズにも対応できる施設整備を進めてきましたが、引き続き、施設の状況に応じた体制整備を進めていく必要があります。
- ⑤三重県ナースセンターにおいて、引き続きハローワーク等との連携を強化するとともに、求人医療機関の情報を十分に把握するなど、きめ細かな就業斡旋を実施していくことが必要です。
- ⑥助産師については、人口10万人あたりの就業者数が全国平均を大きく下回っており、実習施設の確保、就業場所の偏在解消等が求められています。

- ⑦県内外から医療従事者を呼び込み、県内定着につなげるため、医療分野におけるさまざまな国際連携を展開し、三重県の魅力向上を図っていく必要があります。
- ⑧公立大学法人三重県立看護大学について、運営交付金を交付するなど必要な支援を行った結果、大学は適切に運営されています。今後、第二期中期目標の達成に向けて法人が作成する中期計画の認可にあたって、法人と十分な協議を行っていく必要があります。
- ⑨ドクターヘリの出動回数が増加しており、救命率の向上等の効果があったと考えます（平成 26 年 9 月末現在 171 回、前年同月累計比 7 回増）。一方、出動の増加に伴う重複要請に対応するため、他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、救急患者搬送情報共有システム（M I E - N E T）については、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域での試行に向けた準備を進めており、今後速やかに開始する必要があります。
- ⑩新規開業医等に対し、救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が 4 機関増加しましたが、廃業により 5 機関減少しました（平成 26 年 9 月末現在 609 機関）。休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。また、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑪安心して産み育てる環境づくりについて、周産期母子医療センターのうち 3 病院の運営を支援するとともに、1 病院の設備整備を支援しています。新生児の死亡率を低下させるためには、リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターに対し支援していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談時間を深夜帯まで延長して実施しており、相談件数が増加しています（平成 26 年 9 月末現在 4,164 件、前年同月累計比 995 件増）。深夜帯の相談件数が全体の 20%程度あることから、深夜帯への対応を今後も引き続き実施していく必要があります。
- ⑫多職種による在宅医療・介護の連携検討会等が始まっている市町もありますが、依然として多職種の連携が図れていない市町があるなど、その取組にはばらつきがあります。また、医療介護総合確保推進法が 6 月に成立したことを受け、地域包括ケアシステムの構築を見据え、各市町が迅速かつ的確に対応することができるよう支援していく必要があります。
- ⑬小児在宅医療について、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し、モデル地区における連携体制の構築に取り組んでいます。今後、モデル地区での取組を全県的な取組として展開していく必要があります。
- ⑭地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、法人による自主的・自律的な経営のもと最新鋭のMRI（磁気共鳴画像）装置の導入が進められるなど、診療機能の充実が図られつつあります。
- ⑮医療安全支援センターにおいて、医療に関する患者・家族からの相談や苦情に応じることで、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。
- ⑯医療機関向けの病床機能報告制度の説明会を 8 月に開催しましたが、医療機関の混乱を避けるため、必要な助言を行う必要があります。また、新たな財政支援制度にかかる都道府県計画の着実な推進を図る必要があります。
- ⑰三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、国民健康保険の広域化に向けた保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、医療費適正化を図るため、後発医薬品の差額通知について過半数の市町で年内実施に向けての準備が進められています。残りの未実施の市町について、引き続き支援します。また、国の国民健康保険の制度改革の動きを注視しながら、市町との適切な役割分担等のあり方について、市町や関係機関と検討する必要があります。
- ⑱県立こころの医療センターについては、外来診療や訪問看護等の地域生活支援の一層の充実に向けた取組を進めるとともに、精神科救急患者の受入や認知症治療、アルコール依存症治療、早期介入・早期支援などの政策的医療及び先進的医療等の提供に取り組んでいます。今後も、患者満足度の向上を図りながら充実した精神科医療を提供していく必要があります。

- ⑱県立一志病院については、家庭医療の実践を通して予防医療や在宅医療など地域ニーズの高い医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに必要な保健、医療、福祉等の多職種連携を推進する取組を進めています。今後も、患者満足度の向上を図りながら家庭医療を中心に病院運営を進めていくとともに、多職種の連携を一層推進できる効果的な事業に取り組んでいく必要があります。
- ㉑県立志摩病院については、県と指定管理者の間で、代表者による取組方針等の確認・共有、県による定期的な病院運営状況の確認や課題調整等を進めてきており、こうした取組が内科系常勤医師の増員や救急医療体制の拡充など、診療体制の回復・充実につながってきています。引き続き志摩地域の中核病院として、地域住民の皆さんに良質で満足度の高い医療が提供できるよう指定管理者と連携し取り組んでいく必要があります。

平成 27 年度の取組方向

健康福祉部

- ①より多くの医師修学資金貸与者等に地域医療支援センタープログラムを活用してもらうことにより、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。
- ②平成 29 年までの看護職員の需給見通しを平成 27 年 12 月までに策定するとともに、看護職員確保対策検討会を継続的に開催し、総合的な確保対策に取り組みます。
- ③看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおける総合的な支援体制を補完できるよう、看護職員確保対策検討会や医療勤務環境改善支援センター運営協議会での議論をふまえて、各医療機関による勤務環境改善の取組に対する支援の充実を図るとともに、女性が働きやすい医療機関を認証する取組を行います。
- ④看護職員等の離職防止のため、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置について、支援の充実も含め、施設の状況に応じた働きかけを実施します。
- ⑤看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成 27 年 10 月から始まるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。
- ⑥不足している助産師については、就業先の偏在是正を図るとともに実習施設の確保や助産実践能力強化に向けて、助産師出向システムの導入を検討します。
- ⑦県内の各関係大学の参画により、医療技術や人材育成など、医療分野の国際連携体制の構築に取り組みます。
- ⑧公立大学法人三重県立看護大学について、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、法人が作成した中期計画及び年度計画に基づいて適切な大学運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑨ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互応援、奈良県との共同運用の基本協定の締結をめざすとともに、東海・長野地域における広域連携について、事務局である愛知県等と具体的な連携体制について検討を進めます。また、「MIE-NET」について、試行の検証結果をふまえて、必要な改善を行います。
- ⑩救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進について、県医師会等の関係機関と連携して新規開業医を中心に働きかけを行います。また、救急医療に対する理解を深めるため、「みんなで守ろう！三重の医療」キャンペーンを実施し、かかりつけ医を持つことや適切な受診等について啓発を行います。
- ⑪重症の新生児に対し、高度で専門的な医療を提供するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）を引き続き運用します。また、「みえ子ども医療ダイヤル」について、深夜帯の相談に対応できる体制を維持します。

- ⑫在宅医療・介護連携の充実については、三重県在宅医療推進懇話会の意見をふまえるとともに、医療介護総合確保推進法にかかる制度等に基づき、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの整備等に資する取組を支援していきます。
- ⑬小児在宅医療について、全県的な取組に向けての議論を展開するため、市町に対し、これまでのモデル地区での取組状況についての情報提供を行うとともに、地域の関係機関の連携体制構築に向けた取組に対し支援します。また、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと連携しながら、これまでの取組で明らかになった全県的な課題の解決に向けた協議、検討を行うとともに、モデル地区での取組のフォローアップを行います。
- ⑭地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画及び年度計画に基づき、適切な病院運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑮医療の相談や苦情に迅速かつ的確に対応できるよう相談内容を分析し、さらなる相談体制の充実を図ります。また、県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑯平成 26 年度末に厚生労働省から示される地域医療構想（ビジョン）ガイドラインに基づき、病床機能報告制度による医療機関からのデータ等を分析するとともに、地域における協議の場での議論をふまえて、ビジョンを策定します。また、新たな財政支援制度にかかる平成 27 年度都道府県計画については、医療・介護関係者等から幅広く意見を求めて策定していきます。
- ⑰三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、引き続き収納率の向上、医療費の適正化などの市町の取組を支援します。また、国民健康保険の制度改革に伴う市町との適切な役割分担等のあり方について、引き続き市町や関係機関と検討を行います。

病院事業庁

- ⑱県立こころの医療センターについては、政策的医療や先進的医療に取り組むとともに、訪問看護等のアウトリーチサービス、作業療法、デイケアといった日中活動支援など地域生活支援をより充実させるべく取組を進めます。
- ⑲県立一志病院については、引き続き家庭医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向けて取り組んでいきます。
- ⑳県立志摩病院については、診療体制のさらなる回復を図っていく必要があるため、引き続き指定管理者に対して適切な指導・監督を行うとともに、志摩地域の医療体制の充実に向けて連携して取組を進めます。

主な事業

健康福祉部

①（一部新）医師確保対策事業【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】

予算額：(26) 776,282千円 → (27) 759,947千円

事業概要：医師の不足・偏在の解消を図るため、医師修学資金貸与制度の運用、指導医確保・育成等の研修病院等魅力向上支援、女性が働きやすい医療機関認証制度など女性医師等への子育て・復帰支援、全国からの医師招へいなどの取組を通じて、救急医療を中心的に担う若手医師等の県内定着を進めます。

②（一部新）医師等キャリア形成支援事業【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】

予算額：(26) 53,089千円 → (27) 78,846千円

事業概要：医師の不足・偏在の解消を図るため、三重県地域医療支援センターにおける修学資金貸与医師等の若手医師を対象とした後期臨床研修プログラムを運用するとともに、医療分野における国際連携等に取り組みます。また、へき地等の地域医療の担い手を育成するため、研修医、医学生等を対象に三重県地域医療研修センターにおいて実践的・特徴的な研修等を実施します。

③（一部新）看護職員確保対策事業【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】

予算額：(26) 172,751千円 → (27) 258,361千円

事業概要：多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所の設置に向けた支援の充実を図るとともに、医療勤務環境改善支援センターにおける、医療機関のニーズに応じた相談、専門家派遣などの取組を通じて、看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止、復職支援を図ります。また、助産師の地域偏在の解消や助産実践能力の向上を図るため、助産師出向システムの導入を進めます。

④（一部新）ナースセンター事業【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】

予算額：(26) 25,188千円 → (27) 30,406千円

事業概要：未就業の看護職員に対して、無料就業斡旋等による再就業支援を行うとともに、看護の魅力の普及啓発を通じ、医療機関等の看護職員不足の解消を図ります。また、免許保持者の届出制度の導入にあわせて、離職者へアプローチしていく仕組みを構築します。

⑤公立大学法人関係事業【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】

予算額：(26) 709,055千円 → (27) 787,638千円

事業概要：公立大学法人三重県立看護大学がその運営を確実に実施するために必要な経費を交付します。また、法人の業務の実績等に関する評価を行うため、附属機関として設置している「三重県公立大学法人評価委員会」の運営を行います。

⑥（一部新）救急医療体制再整備・医療情報提供充実事業【基本事業名：12102 救急・へき地等の医療の確保】

予算額：(26) 486,357千円 → (27) 583,294千円

事業概要：地域における救急医療体制の維持・確保を図るため、市町や関係機関と連携して啓発活動に取り組むとともに、救急医療情報システムによる初期救急医療情報の県民への提供、二次救急医療機関等への支援、ドクターヘリの運航支援、「M I E - N E T」の運用支援等を行います。

⑦救急・へき地医療施設設備整備費補助金【基本事業名：12102 救急・へき地等の医療の確保】

予算額：(26) 2,945,916千円 → (27) 1,784,352千円

事業概要：地域医療再生計画に基づき、地域医療体制を再構築するため、病院の再編統合に伴う新病院の施設整備等の取組を支援します。

⑧少子化対策周産期医療支援事業【基本事業名：12102 救急・へき地等の医療の確保】

予算額：(26) 42,659千円 → (27) 63,745千円

事業概要：安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの設備整備への支援を行うとともに、産科オープンシステムの構築に取り組む周産期母子医療センターの取組を支援します。

⑨在宅医療推進事業【基本事業名：12102 救急・へき地等の医療の確保】

予算額：(26) 40,040千円 → (27) 40,588千円

事業概要：かかりつけ医の普及定着を図るため、地域住民とのタウンミーティングや、医師を対象とした、かかりつけ医機能強化研修等を実施します。また、医療ソーシャルワーカー研修や、県内外の事例を情報共有するため、多職種が一堂に会して行う報告会等を開催し、市町における地域包括ケアシステムの構築を促進します。

⑩NICU等長期入院児在宅移行支援事業【基本事業名：12102 救急・へき地等の医療の確保】

予算額：(26) 52,921千円 → (27) 52,938千円

事業概要：安心して産み育てる環境づくりを進めるため、NICU等への長期入院児の退院を促進する体制の運営への支援や、小児在宅医療を行うために必要となる体制整備、人材育成等の取組を支援します。

⑪地方独立行政法人三重県立総合医療センター関係事業【基本事業名：12102 救急・へき地等の医療の確保】

予算額：(26) 1,768,113千円 → (27) 1,701,506千円

事業概要：地方独立行政法人三重県立総合医療センターの運営経費のうち、政策医療の提供に必要な経費を交付します。

また、法人の業務の実績等に関する評価を行うため、附属機関として設置している「地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会」の運営を行います。

⑫地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付費【基本事業名：12102 救急・へき地等の医療の確保】

予算額：(26) 1,716,696千円 → (27) 1,714,118千円

事業概要：地方独立行政法人の長期借入金については、設立団体である県からの借入金に限られるため、県が企業債を発行し、その資金を地方独立行政法人三重県立総合医療センターに貸し付けます。

⑬（一部新）医療安全支援事業【基本事業名：12103 医療の質の向上】

予算額：(26) 4,435千円 → (27) 5,237千円

事業概要：医療相談の専門員を2名配置し、患者・家族等の苦情や相談に対応するとともに、医療安全に関する講演会の開催等を行うことで、患者と医療機関との信頼関係構築を支援します。また、院内感染対策向上のため、県内医療機関相互の地域支援ネットワークの構築を図ります。

⑭ (一部新) 医療審議会費【基本事業名：12103 医療の質の向上】

予算額：(26) 646千円 → (27) 8,154千円

事業概要：地域医療構想（ビジョン）ガイドラインに基づき、関係者との協議を行い、ビジョンの策定に着手します。また、医療・介護関係者で構成する「新たな財政支援制度」懇話会の意見をふまえ、平成27年度都道府県計画の策定を行います。

⑮ 病院事業会計負担金・補助金・貸付金【基本事業名：12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供】

予算額：(26) 3,502,824千円 → (27) 3,454,996千円

事業概要：病院事業管理者に対して、政策医療を実施するために必要な経費を交付するとともに、安定的、継続的な管理運営を図るため、業務の確実な実施や当面の経営基盤強化にかかる資金の交付、貸付を行います。

⑯ 国民健康保険調整交付金【基本事業名：12105 適正な医療保険制度の確保】

予算額：(26) 8,355,302千円 → (27) 8,558,877千円

事業概要：市町の医療費水準や所得水準の違いによる国民健康保険財政の格差の是正のため、県調整交付金を用いて財政調整を行います。

病院事業庁

⑰ 志摩病院管理運営事業【基本事業名：12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供】

予算額：(26) 1,248,762千円 → (27) 1,100,855千円

事業概要：県立志摩病院の指定管理者に対して、政策医療を実施するために必要な経費を交付するとともに、経営基盤の強化を図りつつ、安定的、継続的な病院運営を実施していくための資金の交付、貸付を行います。